

委託業務発注情報開示

令和 7 年 5 月 21 日

下記の業務委託について、指名競争入札を実施する予定です。

指名競争入札に参加を希望する場合は、関係書類を作成のうえ、所定の期日までに資格審査申請をしてください。

なお、申請書等の書類は、指名業者を選定するにあたっての参考資料であり、指名希望業者の資料提出が直ちに指名につながるものではありません。

1 対象業務

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務件名 | 第十浄水場高効率天日乾燥施設運転管理業務 |
| (2) 業務箇所 | 徳島県名西郡石井町藍畑字第十 262-4 第十浄水場 |
| (3) 委託期間 | 令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
(契約締結後から令和 7 年 7 月 31 日の期間は業務引継期間とする。)
ただし、翌年度以降に予算の当該金額について減額又は削減があった場合、この契約を変更し、解除することがあります。 |
| (4) 業務概要 | 第十浄水場高効率天日乾燥施設及び付帯設備の運転管理に必要な業務で第十浄水場高効率天日乾燥施設運転管理業務一般仕様書に定める業務 |

2 入札参加資格

次に掲げる事項に該当する者とする。

(1) 参加形態等

- ア 法人格を有している者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続の開始申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続の開始申立てをしている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- エ 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- オ 前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
- カ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- キ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ク 徳島県暴力団排除条例（平成 22 年徳島県条例第 40 号）の規定に違反する者でないこと。
- ケ 徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けている者でないこと。
- コ 徳島市、もしくは局の入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。
- サ 徳島市、もしくは局の業務委託（建設工事に係る業務委託を除く。）の入札参加資

格回避の措置を受けている者でないこと。

シ 受託者の運転操作ミスや瑕疵により損害が発生した場合に対する備えとして損害賠償責任保険に加入できる者。

(2) 資格要件

ア 徳島市総務部契約監理課登録業者名簿に登録があること。

イ 市内に本社、本店、支店、営業所、出張所、もしくは事務所等が所在し、取扱いが可能な販売、製造等の品目の中に上下水道施設運転管理等が含まれること。

ウ 第十浄水場高効率天日乾燥施設運転管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）で示す、総括責任者になり得る者として、水道法に定める水道技術管理者、又は水道（浄水）施設管理技士 2 級以上のいずれかの資格を有している者を配置できること。

エ 配置する作業責任者、又は作業員になり得る経験を有する者として施設能力 9 万 m³/日（公称能力）以上の凝集沈澱及び急速ろ過方式の浄水処理施設において、浄水汚泥処理施設における作業責任者、又は作業員として 2 年以上の実務経験を有する者を 1 名以上配置できること。

オ 総括責任者、作業責任者、又は作業員になり得る資格もしくは経験を有する者を以下の条件で雇用していること。

（ア）令和 7 年 4 月 1 日現在、直接雇用※していること。

（イ）令和 7 年 8 月 1 日以降も継続して直接雇用を見込んでいること。

※直接雇用とは、定年退職後の再雇用を含み、臨時社員、契約社員は含まない。また、産前・産後・育児休暇、病気休暇等で基準日現在休職中の者を除く。

カ 適正な総括責任者、作業責任者、又は作業員を配置でき、資格及び実務経験を示す書類を提出できること。

(業務実施体制)

(1) 受託者は、本業務を円滑に行うため、受託者の事務所を徳島市内に置くこと。

(2) 業務従業者の構成は、次に掲げるとおりとする。なお、業務従業員は 3 名以上とする。

ア 総括責任者 1 名

イ 作業責任者 1 名

ウ 作業員 1 名以上

(3) 総括責任者は、水道法に定める水道技術管理者、又は水道（浄水）施設管理技士 2 級以上のいずれかの資格を有している者を配置すること。

(4) 作業責任者、又は作業員のいずれかは、施設能力 9 万 m³/日（公称能力）以上の凝集沈澱及び急速ろ過方式の浄水処理施設において、浄水汚泥処理施設における作業責任者、又は作業員として 2 年以上の勤務実績を有する者を 1 名以上配置すること。

(5) 作業責任者、又は作業員は、次のいずれかを満たさなければならない。

ア 施設能力 9 万 m³/日（公称能力）以上の凝集沈澱及び急速ろ過方式の浄水処理施設において、浄水汚泥処理施設における作業責任者、又は作業員として 2 年以上の実務経験を有する者

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に基づく学校における高等学校以

上の教育課程で国土交通省令において定める学科のうち、電気（工学）科、機械（工学）科、都市工学科、衛生工学科並びにそれに準ずると認める学科を卒業した者、又は化学に関する学科を卒業した者

ウ 委託者が定める習熟期間等で、本業務内容を十分に把握し支障なく業務を行うことができる者と委託者が認める者

（６）作業責任者、又は作業員は前項によらず、学校教育法第１条に基づく学校における高等学校以上を卒業した者で、平成３年４月２日以降に生まれた者を総数１名まで配置できる。

（７）総括責任者は、常駐、もしくは常に連絡ができる体制を構築すること。また、受託時間内のすべての時間内において、総括責任者が不在、又は連絡ができない場合は、支障なく代わりの業務を行える者が代行すること。

３ 申請に必要な書類

競争入札参加資格審査書類作成要領に従い、次の書類を作成し、提出すること。

なお、資格審査書類が未提出の者、及び提出された書類に不備がある者は入札に参加できない。

（１）競争入札参加資格審査申請書

（２）業者状況一覧表

（３）運転維持管理実績表

４ 申請書類及び資料の提出方法

- （１）提出期間 令和７年５月２２日（木）から令和７年５月２９日（木）まで
- ・持参の場合は、土日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時まで受付。
 - ・郵送による提出は、令和７年５月２９日（木）午後５時必着。
- （２）提出先 〒779-3214 徳島県名西郡石井町藍畑字第十 262-4
- 徳島市上下水道局 第十浄水場
- 電話 088-674-1334 FAX 088-674-2860

５ その他

（１）特別な理由がある場合は、業務の発注を取り止め又は延期することがある。

（２）審査申請数が極めて多い等の理由により、資格申請のあった者のうちで指名しない場合もある。

競争入札参加資格審査書類作成要領

1 審査申請書の書類一覧

- ① 競争入札参加資格審査申請書
- ② 業者状況一覧表
- ③ 運転維持管理実績表

※ ①～③の書類は、用紙に記入し、袋とじをして割印をしてください。
また参考となる資料がある場合は、合わせて添付してください。

2 その他契約時に必要な書類一覧（参考）

- ④ 技術職員配置計画書
- ⑤ 健康保険証（写）及び資格免状等証明書（写）

3 提出日時

書類	期限	対象者
① 競争入札参加資格審査申請書	令和 7 年 5 月 29 日まで	全ての審査申請者
② 業者状況一覧表		
③ 運転維持管理実績表		
④ 技術職員配置計画書	入札終了後から 令和 7 年 6 月 30 日まで	落札業者のみ
⑤ 健康保険証（写）及び資格免状等 証明書（写）		

4 問い合わせ先

〒779-3214 徳島県名西郡石井町藍畑字第十 262-4
徳島市上下水道局 第十浄水場
電話 088-674-1334